

令和 8 年 2 月 5 日

共 産 党

米国のベネズエラ侵略に抗議することを求める意見
書（案）

令和 8 年 1 月、米国のトランプ大統領が南米ベネズエラへの軍事攻撃に踏み切り、特殊部隊がマドゥロ大統領を拘束し、米国へ連行した。トランプ大統領は、昨年来マドゥロ政権の退陣を求め軍事的圧力を強めていたが、武力で同氏を排除したことになる。いかなる理由であれ、主権国家に対し軍事攻撃を行い、指導者を拘束・連行する権利はどの国にもない。トランプ大統領の暴挙は、国連憲章第 2 条第 4 項で定められている、武力行使とその威嚇の一般的禁止の原則に反している。

加えて、トランプ大統領は、自国の国益のみを主張し、国際秩序の擁護には何の関心も示していない。令和 7 年 1 2 月、米国家安全保障戦略は「米国が世界秩序全体を下支えする時代は終わった」とし、西半球の支配確立を最重視する方針を示している。第二次世界大戦後、国連憲章と国際法に基づいて、主権平等と武力不行使を大原則に築かれてきた国際秩序を、トランプ大統領が全く顧みていないことは明白である。

国連や欧州連合、中南米諸国、米国内からも国際法違反だという批判の声があがっているが、日本政府は米国のベネズエラ攻撃への評価を避けている。国家間の衝突を武力で解決させないため、国際社会は法の支配の擁護で結束する必要がある。そのためにも、日本政府は、国連をはじめとする場で国際秩序を守る立場を示すべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、米国のベネズエラ侵略に抗議するよう強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

外務大臣 宛